

芋沢字松葉沢上太陽光発電事業に
関する協定書



芋沢字松葉沢上太陽光発電事業に関する協定書

仙台市（以下「甲」という。）と CLEAN EARTH 株式会社（以下「乙」という。）とは、杜の都の風土を守る土地利用調整条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、乙が実施する芋沢字松葉沢上太陽光発電事業（以下「開発事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土地利用調整の結果を踏まえた適切な開発事業の実施を確保することにより、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（事業計画）

第3条 乙は、別添開発事業計画書に従って開発事業を実施しなければならない。

2 乙は、当該開発事業に係る工事の完了後、当該事業区域内において、前項に掲げる開発事業計画書の内容に即した土地利用以外の土地利用を行ってはならない。

（維持管理）

第4条 残置した森林及び確保した緑地については、乙が管理するものとし、当該森林又は緑地の特性に応じた維持管理を行いながら、永続的に保持するものとする（ただし、当該緑地が甲に移管された場合を除く）。

（継承）

第5条 乙は、事業区域内の土地又は工作物を使用する権利を第三者に譲渡する場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務を当該第三者に継承するものとする。

（報告及び立入調査）

第6条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め、又は職員をして、若しくは職員に甲が必要と認める者を同行させ事業区域内に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

（違反があった場合の措置）

第7条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときはこれに従わなければならない。

（その他）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。
ただし、別紙における内容に留意すること。

令和元年 7月 18日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡 和



乙 東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービル 21階

CLEAN EARTH 株式会社

代表取締役 カルロス・ガルシア・ガル



(別紙)

(1) 景観への配慮

開発事業地周辺の住宅地や主要道路など、開発事業地を望む眺望視点等からの景観シミュレーションを実施し、景観を阻害しない太陽光パネルの適正な配置に配慮すること。

(2) 動植物への配慮

開発事業地内及び周辺区域における鳥類を含めた動植物に対する影響を幅広く捉え、適正に評価し、影響を可能な限り低減するための方策を講じること。

(3) 農業者への配慮

害獣による被害の対策や農業用水の確保について、地元の農業者や水利組合等と調整を行い、その意向を計画に反映させること。

(4) 土砂災害等の防止

土地の改変に伴う土砂災害の防止に加え、開発事業地からの濁水の流出防止に努め、広瀬川水系の水質保全に配慮すること。

(5) 維持管理体制の構築

太陽光発電事業の開始から終了後の設備廃棄までを見据えた責任ある維持管理体制を構築すること。

(6) 環境負荷低減のための新技術の導入

太陽光発電分野の新たな技術を積極的に取り入れ、環境負荷の更なる低減に努めること。

(7) 里山との共存

開発事業地が有している里山としての価値を損なわないよう、地域住民の意向を計画に反映し、太陽光事業と里山環境の共存を図ること。

(8) 開発事業地及び周辺の交通事情への配慮

開発工事及び事業実施後における周辺区域での工事・関係車両は安全運転に努め、騒音・振動・大気汚染物質の排出軽減に努めること。

以上